海外アカデミーについて(未定稿)

内閣府総合政策推進室

	米国	英国	フランス	ドイツ	内阁府総古以東推進主 備考
	全米科学アカデミー	英国王立協会	フランス科学アカデミー	ドイツ科学アカデミー・レオポルディ	
				- 	
				·	
設立年	1863 年 (An Act to Incorporate the	_	1666年(1699年、ルイ14世の庇護によ	1652年(2008年連邦政府・州政府の合	
	National Academy of Sciences)	Charter))		同科学会議決議によりナショナル科学	
1= 14 = 10h			知)	アカデミーに認定)	
組織形態	非営利・非政府組織	公益団体(登録されている慈善団体)	特殊公的法人(5アカデミーからなるフ	非営利組織	ナショナル・アカデミーが国の機関で
			ランス学士院の一機関)		あるのは日本だけ。
国を代表する根拠	- An Act to Incorporate the National	・勅許を得ている。	・大統領令 (décrets) により承認され	連邦政府・州政府の合同科学会議決議	・法律に基づく代表権を有する海外ア
	Academy of Sciences (1863年) で政府	※勅許が授与されている団体は約	た会則で「もっとも卓越したフラン	(2008年)(ナショナル・アカデミーの	カデミーはない。
	の要請に対して「いつでも、科学的又は	1, 040°	スの科学者と外国人科学者の中から	任務を担うこととされた)	・ナショナル・アカデミーとしての明確
	学術的課題に対する調査、検討、実験、		選ばれた研究者を集める」と規定。		な規定があるのはドイツのみ。
	報告を行わねばならない」と規定。				
	※人文社会学は主に社会科学研究会議	※人文社会科学は主にブリティシュ・	※人文社会科学は倫理・政治学アカデ		
		アカデミー	ミー等		
科学的助言を行う	・同上	規定なし	会則3条に「勧告 (recommendations)、	・同上	・法律に基づく勧告権を有する海外ア
根拠	※自主的に勧告等を行う旨の規定なし		要望 (voeux) 又は提案 (suggestions)	・定款において「社会及び政治への科学	カデミーはない。
			を策定する」と規定。	に基づいた助言」等の任務を規定。	・アメリカ、イギリスは勧告の根拠なし
	7 - 1 - 2 - 3 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2			7 77 10 - 1 1 1000 1 1 1 1 7	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
年間収入と支出	・政府とプロジェクトごとに委託契約	・提言活動の大部分は協会自身の資金		・政策提言は100%公的資金で賄われる	・活動経費の全額が国庫負担とされて
【国家財政支出に	<u>を締結。</u>	で賄うが、政府から資金を得ること	用(publication)に充てられる。		いる海外アカデミーはない。
よる安定した財政	・基盤的経費に対する政府からの資金	もある	・政府の依頼に応じて行う科学的助言		
基盤】	<u>なし。</u>	・独立性を確保するため、財団、企業等	の費用は公的資金で賄われるが、皆		
	△弗 + □	の多様な資金源から資金を獲得。 	無に近い。		
	・会費あり	・会費あり 	│ <u>・公的、私的な団体からの助成金あり。</u> │		
	 ・公的資金の割合は約4.5~7.5割。	 ・公的資金の割合は約8.5割(政府機関	 ・公的資金は全体の 1/3 未満。	 ・収入に占める公的資金割合は、概ね9	
	総支出の8割程度が研究、ワークショ	からのグラントが増加)(大部分は助	五时莫亚16至200 1/0 水闸。	割	
	ップ、フェローシップ・プログラム運			│ ・公的資金を含む第三者からのプロジ	
	営等	・政府からも科学的卓越性・イノベーシ		ェクト収入、寄附金あり。(第三者か	
		ョン等に関する活動を支援する助成		ら資金を受け取る場合、特定のプロ	
		金を受けている。		ジェクトに関連付けられており活動	
				の独立性に影響しない。)	
外部評価・監事等	外部監査法人による会計監査	・内部の監査委員会による監査、毎年の	・通常 5 年ごとの会計検査院による会		・ドイツは、連邦教育研究省による監査
		外部会計監査	計検査	による監査、連邦会計検査院による	あり。
				不定期の監査	・ドイツは、科学に関心のある一般の代
		・評議会は登録慈善団体である英国王	・会則、新会員は大統領令で承認。	・毎年、提供された資金で実施された活	表者及び科学機関の代表者(研究機
		 立協会の受託者としてチャリティ法		動に関する報告書を作成、公開。	関、資金提供団体の代表など) が上院
		<u>に基づいて協会を運営</u> (チャリティ		· Senat (上院) は幹部会に対して会員	の外部メンバーを構成する(30 名+
		委員会への年次報告書の提出等)。		<u>の利益を代表する。</u>	最大 10 名)。
		・政府からの上記助成金による活動は		・上院には外部メンバー(最大 10 名)	
		政府との協定で定められており、進		<u>も含まれ、会長を選出するほか、年次</u>	
		<u> 捗状況を報告している。</u>		報告書の確認、幹部会の行動の承認、	
				<u>監査人の任命等を行う。</u>	